

コスモエコパワー株式会社「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年12月2日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県下北郡東通村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大27,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

|             |             |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成28年12月12日 |
| 環境大臣意見受理    | 平成29年3月3日   |
| 経済産業大臣意見発出  | 平成29年3月10日  |

<環境影響評価方法書>

|             |            |
|-------------|------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成31年2月13日 |
| 住民意見の概要等受理  | 令和元年6月3日   |
| 青森県知事意見受理   | 令和元年8月23日  |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和元年9月10日  |

<環境影響評価準備書>

|             |           |
|-------------|-----------|
| 環境影響評価準備書受理 | 令和3年3月19日 |
| 住民意見の概要等受理  | 令和3年5月28日 |
| 青森県知事意見受理   | 令和3年9月27日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和3年10月5日 |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和3年12月2日 |

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、萬上  
電話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

### ○事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響の予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日付け環水大大発第1705261号）に基づく指針値（以下、「指針値」という。）を超過している。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整等を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する住居等への事前説明を実施すること。
- イ 適切に事後調査及び環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 本事業の風力発電設備の施設の稼働に伴う純音成分とその影響を明らかにするとともに、本事業の影響について、適切な予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

### (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、諸外国のガイドラインの参照値

を複数地点において超過していることから、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の生息が確認されているほか、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定され、コクガンの飛来地となっている下北半島沿岸北部が位置している。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)